

特定非営利活動法人あいえるの会  
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に  
基づく男女の賃金の差異について

公表日：2024年4月25日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	81.8%
正社員	79.8%
パート・登録ヘルパー	84.8%

対象期間：令和5年（令和5年1月～12月）

賃 金：基本給、時間外手当、賞与等を含む